

受益所有者情報管理弁法について

受益所有者情報管理弁法（中国人民銀行 国家市場監督管理総局令〔2024〕第 3 号）は、中国人民銀行と国家市場監督管理総局が共同で公布した法令で、2024 年 11 月 1 日から施行されました。本弁法は、企業が受益所有者情報を関連する登記システムを通じて届出することを義務付けており、マネーロンダリング防止法（中華人民共和国反洗銭法）、企業登録管理に関する法律及び行政法規に従って策定されています。企業は、本弁法に従って受益所有者情報を把握し、適切に届出を行う必要があります。本弁法の要点となる条文（日本語参考訳）は下記の通りです。

第 3 条

登録資本金（出資額）は 1,000 万元（または等価の外貨）を超えず、株主・パートナーが全て自然人の届出主体であり、株主・パートナー以外の自然人が実際に支配し、または、収益を得たりせず、かつ、持分・パートナーの権益以外の方法で支配し、または、収益を得たりすることもない場合、受益所有者情報の届出を免除することを承諾する。

第 6 条

下記に挙げる条件の 1 つに該当する自然人は届出主体の受益所有者である。

(1) 直接または間接的に最終的に届出主体の 25%以上の株式もしくは持分またはパートナーの権益を所有している。

(2) 第 1 号の基準を満たしていないが、最終的に届出主体の 25%以上の収益権・議決権を享有している。

(3) 第 1 号の基準を満たしていないが、単独または共同で届出主体を実質的に支配している。

前項の第 3 号でいう実質的な支配には、協議の約定または密接な関係にある者等による実質的な支配の実施を含むが、これらに限定されず、法定代表者・取締役・監査役・高級管理職者または業務執行パートナーの選任または解任の決定、重大な経営管理上の決定の制定または実行の決定、財務収支の決定、重要な資産または主要な資金の長期に渡る実質的な支配と使用等が挙げられる。

第 1 項が規定する 3 つの状況が存在しない場合、届出主体のうち日常経営管理を担当する人員を受益所有者とみなして届出をしなければならない。

第 10 条

届出主体の受益所有者の情報に変化が生じた、または、本弁法の第 3 条に規定された承諾免除条件に合致しなくなった場合、変化が生じた、または、免除の承諾条件に合致しなくなった日から 30 日以内に、関連登録システムを通じて受益所有者情報の届出をしなければならない。

第 14 条

届出主体が規定に従って受益所有者情報の届出をしていない場合、企業登録管理に関する行政法規に従って処理する。

中国人民銀行及びその支店は届出主体が届出した受益所有者の情報が不正確であることを発見した場合、届出主体に期限付きの是正を命じなければならない。是正を拒否した場合、5 万元以下の過料を科す。

第 16 条

本弁法の実施前に登録されている届出主体は、2025 年 11 月 1 日までに、本弁法の規定に従って受益所有者情報の届出をしなければならない。

第16条に定められている届出の期限が差し迫る中、中国人民銀行からの指示を受け、各金融機関が口座開設者にショートメッセージで前もって届出対応するよう連絡しているケース、また、マネーロンダリング防止の名目で現地法人の出資者について「最終受益者」までの情報提出（自然人身分証や法人確定申告書「同族会社等の判定に関する明細書」ページ等）を金融機関より毎年求められるケース等を確認しております。以下は中国建設銀行上海支店より2025年8月1日に発表された上海市及び周辺主要地域の登記システムリンク、ホットライン電話番号及びQRコードです（中国人民銀行上海総部リンク、受益所有者情報届出に関連する政策解釈、記入ガイドライン、よくある質問を確認できます）。

地区名	登記システムリンク	ホットライン電話番号	QRコード
上海市	上海企业登記在线（リンク：■）	021-58899966	
江蘇省	江蘇政务服务（リンク：■）	025-84790560	
浙江省	浙江政务服务网（リンク：■）	0571-87686258	
安徽省	皖事通办（リンク：■）	0551-12363	

（出典：中国建設銀行股份有限公司上海市分行「温馨提醒：受益所有人信息开始备案！发布时间：2025-08-01」）

フェアコンサルティング中国

（正緯企業管理諮詢（上海）有限公司）

北京分公司 北京市朝陽区農光南里1号楼龍輝大厦12楼(創富港)12002室 電話：+86-131-6731-4021 担当：大浦（OURA） da.oura@faircongrp.com	蘇州分公司 蘇州市工業園区旺墩路135号融盛商務中心1号2113室 電話：+86-512-6255-0697 担当：高橋（TAKAHASHI） mi.takahashi@faircongrp.com
上海総公司 上海市黄浦区茂名南路58号花園飯店（上海）601室 電話：+86-21-6473-5450 担当：粟村（AWAMURA）日本国公認会計士 hi.awamura@faircongrp.com	成都分公司 四川省成都市成華区双慶路10号華潤大厦32層3243室 電話：+86-28-6115-7211 担当：坂林（SAKABAYASHI） mi.sakabayashi@faircongrp.com
広州分公司 広州市天河区珠江新城花城大道68号环球都会广场1710B室 電話：+86-20-8559-9936 担当：町田（MACHIDA） te.machida@faircongrp.com	深セン分公司 深セン市福田区深南大道4019号 航天大厦A座610室 電話：+86-755-8252-8290 担当：米田（YONEDA） ka.yoneda@faircongrp.com

「FCG 中華圏 ニュースレター」本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板の掲載等はお断りいたします。

「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

フェアコンサルティンググループでは、できる限り正確な情報の提供を心掛けておりますが、「FCG 中華圏 ニュースレター」で提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、フェアコンサルティンググループ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。